

**私立高等学校等の授業料無償化制度の手続きについて**

【国】高等学校等就学支援金 【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金

(国・大阪府ともに、入学された私立高等学校等で手続きを行っていただきます)

本制度は国の就学支援金に上乗せして府の授業料支援補助金を支給することにより、私立高等学校等の授業料を実質無償(年収めやす610万円未満:無償、年収めやす800万円未満:10万円負担)にする制度です。**平成26年度から予定されている国制度(公立高校授業料無償化制度)の見直しに伴い、府の制度も変更となる可能性があります。**

○授業料無償化制度の趣旨

大阪府では、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、すでに授業料無償である国公立高校と同様に、私立の高校や高等専修学校についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を提供するため、【国】高等学校等就学支援金(以下、「**就学支援金**」)と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金(以下「**授業料支援補助金**」)を交付することにより、私立高等学校等の授業料が無償となるよう支援しています。

なお、本制度は予算を伴うものであり、**毎年度、府議会における予算の議決を経て実行されます。**(平成25年度予算については、平成25年3月22日に府議会で議決されました。)

○授業料無償化制度の内容(平成25年度の制度の場合) ※入学後、学校で手続きを行います。**①就学支援金(国制度) 生徒全員が対象となります。**

- ・全員に月額9,900円(年額118,800円)が国から支給されます。
- ・毎月1日に在学する生徒が支給対象となり、大阪府から私立高校等へ振り込まれます。
- ・保護者の収入に応じて支給額が2倍もしくは1.5倍に加算されます。

【加算支給の対象者(届出が必要)】

保護者の市町村民税所得割額が、0円・非課税・生活保護世帯 … 2倍(月額19,800円)

保護者の市町村民税所得割額が、下記の計算式による額未満 … 1.5倍(月額14,850円)

18,900円 + 「～15歳の扶養親族の数」×21,300円 + 「16歳～19歳の扶養親族の数」×11,100円

※年齢は、前年の12月31日現在

②授業料支援補助金(府制度) 大阪府内在住の生徒が対象です。**【必要な要件】**

- ・入学した私立高校等が「私立高校生等就学支援推進校※」であること。
 - ・生徒及び保護者(親権者全員)が大阪府内に住所を有していること。
 - ・**10月1日**に「私立高校生等就学支援推進校※」に在学していること。
- ※生徒の就学支援に積極的に協力する私立高等学校や高等専修学校で、知事が指定します。

【授業料支援の内容】

- ・保護者(親権者合算)の市町村民税所得割額が裏面の表のA～Cランクに該当する場合、就学支援金と合わせて**標準授業料(年間58万円)を上限に補助金を交付**します。
(在学されている学校の授業料が58万円未満の場合は、授業料の額が上限となります。)
- ・授業料が年間58万円を超える場合でも、差額分は私立高校に負担していただきますので、授業料の保護者負担は実質無償となります。
- ・保護者(親権者合算)の市町村民税所得割額が裏面の表のDランクの場合、授業料の**保護者負担が10万円となるよう、補助金が交付**されます。
- ・A～Dランクに該当する市町村民税所得割額は、扶養する子どもの人数・年齢に応じて異なるので、ご注意ください。

○問い合わせ先 **ご不明な点がございましたら、在学されている学校の事務室にお問い合わせください。**

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン
電話 : 06-6910-8001
FAX : 06-6910-8005

府民文化部 私学・大学課 高等学校等授業料支援補助金担当
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎38階
電話 : 06-6941-0351(代) FAX : 06-6210-9276
メールアドレス : shigakudaigaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

・就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と年間支給額（平成25年度新入生の場合）

授業料支援補助金の所得区分	年収めやす 16～18歳の子どもが1人と 15歳までの子どもが1人の世帯の場合	就学支援金 (国) ①	授業料支援補助金 (府) ②	合 計 ① + ②	保護者負担
A ランク	250万円未満	237,600円	342,400円	580,000円	0円
B ランク	350万円未満	178,200円	401,800円		
C ランク	610万円未満	118,800円	461,200円		
D ランク	800万円未満		361,200円	480,000円	100,000円
対象外	800万円以上		0円	118,800円	461,200円

《注意事項》

- ※年収めやす800万円以上の保護者負担は、標準授業料（全日制・高等専修学校 年間 58万円）の場合を例としています。
- ※授業料が標準授業料を下回る場合は、支給額（①＋②）は、各学校の授業料の額となります。
- ※市町村民税所得割額は**保護者（親権者）合算の額**で判定します。
- ※市町村民税所得割額の変動や、大阪府外への転居、離婚等による保護者の変更等によって、支給額が変更される場合があります。

「扶養する子どもの人数・年齢」に応じて市町村民税所得割額による所得基準を段階的に設定

※扶養親族数が4人以上の場合など、詳しい所得基準は、
私学・大学課のホームページ（<http://www.pref.osaka.jp/shigaku/shigakumushouka/index.html>）でご確認ください。

			府授業料支援補助金所得基準				
年収めやす			国就学支援金加算基準				
			生保	250万円	350万円	610万円	800万円
ランク			A		B	C	D
19歳未満の扶養親族数	～18歳	～15歳	平成24年度（平成24年7月以降適用）市町村民税所得割額				
0人	0人	0人	生保	0	100～18,800	18,900～135,800	135,900～224,000
1人	1人	0人	生保	0	100～29,900	30,000～143,100	143,200～231,200
	0人	1人	生保	0	100～40,100	40,200～155,700	155,800～243,800
2人	2人	0人	生保	0	100～41,000	41,100～152,700	152,800～238,400
	1人	1人	生保	0	100～51,200	51,300～162,800	162,900～251,000
	0人	2人	生保	0	100～61,400	61,500～175,500	175,600～263,600
3人	3人	0人	生保	0	100～52,100	52,200～163,400	163,500～245,600
	2人	1人	生保	0	100～62,300	62,400～173,400	173,500～258,200
	1人	2人	生保	0	100～72,500	72,600～183,400	183,500～270,800
	0人	3人	生保	0	100～82,700	82,800～195,200	195,300～283,400
4人	4人	0人	生保	0	100～63,200	63,300～174,200	174,300～252,800
	3人	1人	生保	0	100～73,400	73,500～184,200	184,300～265,400
	2人	2人	生保	0	100～83,600	83,700～194,200	194,300～278,000
	1人	3人	生保	0	100～93,800	93,900～204,200	204,300～290,600
	0人	4人	生保	0	100～104,000	104,100～215,000	215,100～303,200

○必要な手続き（入学後、私立高校等での申請手続きが必要です！）

- ・就学支援金、授業料支援補助金を受けるための手続きは、**入学後、在学している私立高校等で行います**。私立高校等の案内に従って、**提出期限までに必ず手続きを行ってください**。

【留意事項】

- ・入学金や教科書代、修学旅行費等、**授業料以外の納付金は補助の対象外**です。
- ・私立高校等は、**生徒の10月1日時点の在学を確認**後、11月ごろに大阪府から学校へ振り込まれる補助金によって、授業料の還付や相殺（差し引き）を行います。したがって、授業料無償化の対象となる場合であっても、私立高校等への就学支援金・授業料支援補助金の交付前に納期が到来する**授業料等**については、**一旦納付していただく必要があります**。
（授業料等の納付が困難になった場合は、在学する学校の事務室にご相談ください。）
- ・生徒が、**10月1日より前の日に私立高校等を転退学した場合**、その年度における授業料支援補助金は**支給されません（補助の対象外となります）**。
- ・授業料の還付や相殺（差し引き）の時期・方法は私立高校等によって異なります。詳細は学校の事務室にお問い合わせください。
- ・私立高校等が実施する独自の奨学金や減免制度などの適用がある場合は、支給額が異なることがあります。
- ・**私立高校等に在学中**、学資負担者の失業や倒産などにより家計が急変し、授業料の納付が困難になったときは、別途授業料の減免補助制度が受けられる場合があります。その際は、学校の事務室にご相談ください。